

生活の規約

1 目的

この規約は、校訓「質実剛健にして美しく」の理念のもと、質素にして誠実な生活態度を身につけ、いかなる困難にも屈しない強固な意志と剛健な身体をもち、地域社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 校内生活

校内生活は互いに人格を尊重し、規律を守り、学習活動と部活動に励み、充実した高校生活が送れるよう努力する。次の点に留意する。

- (1) 校内に、授業その他の研修に不必要な金品や遊具を持参しないこと。
- (2) 校内に携帯電話やスマートフォン等の情報機器を持ち込む際には、電源を切り、個人ロッカーに入れ、必ず施錠する。
- (3) 学校の施設・設備は大切に取扱い、破損した場合は速やかに担当教員及びＨＲ担任に申し出ること。
- (4) 欠席・遅刻・早退の連絡は必ず保護者からＣライング又は、電話でＨＲ担任に伝えること。事前に分かる場合には、生徒手帳の「学校家庭連絡・諸届欄」にその旨を記入・捺印し、ＨＲ担任に提出すること。
- (5) ８：４０以降遅刻した時は、職員室前の「遅刻カード」に必要事項を記入し、教頭に入室許可を受け、授業担当（ＨＲ担任）に提出すること。
- (6) 登校後、許可なく学校外に出ないこと。外出が必要な時は、ＨＲ担任に申し出て外出許可を得ること。

「学校家庭連絡諸届欄」(生徒手帳)に記入する。

3 校外生活

校外生活は校内で培われた生活態度があらわれ、社会的評価を受ける場でもある。次の点に留意する。

- (1) 外出の際は、行先や帰宅時間を保護者に伝えてから出かけること。夜間外出は原則として21時までとする。「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」では、23時から翌朝4時までは補導対象となっている。
 - (2) 外泊は、必ず保護者の了解を得ること。
 - (3) 旅行、登山、キャンプ等は、保護者の承諾を得ること。必要に応じて「学割発行申込書」(様式第16号)を提出すること。ただし、冬山登山は禁止する。
 - (4) 下記のことは、禁止する。
 - ア 触法行為
 - イ 暴力・いじめ行為
 - ウ 不健全な飲食店、遊技場、風俗営業店の出入り(パチンコ・クラブ・居酒屋等・マージャン荘・ビリヤード・ダーツ・インターネットカフェ等)ゲームセンター及びカラオケボックスは保護者同伴のみ可。
 - エ 深夜徘徊
 - オ 危険ドラッグ・違法薬物等の乱用
 - カ 爆発物の製造及び使用
 - キ 有害図書購入、閲覧及び持参(インターネットの有害サイトへのアクセスを含む)
 - ク SNSへの不適切な書き込み・画像等の掲載
- 4 服 装 等**
- (制服等について)



- 1 登下校・校内生活の服装は指定の制服とし、所定の位置に校章、新制服はエンブレムをつける。ただし、学校行事等で指示されたものを着用する場合はその指示に従うこと。
- 2 制服は下記に示したものであるから、規準を厳守すること。
- イ 制服は、学校指定のものとする。新制服はネクタイまたはリボンを着用すること。
- ロ スカートは、ジャストウエストで着用したうえでスカート丈が膝蓋骨にかかる範囲内とする。
- ハ ズボン、腰骨の上端にベルトの下端がかかるように着用し、裾を引きずらない長さとする。また、必ず華美でないベルトを着用すること。
- ニ ワイシャツは学校のマーク入り（刺繍）の指定されたものを着用すること。夏季は半袖のものを着用してもよい。
- ホ ワイシャツはズボン、スカートの中に入れること。また、第2ボタン以降をはずしたり、上着の上に襟を出してはならない。肌着は目立たない色とする。（胸部付近のワンポイントマークは可）
- ヘ ポロシャツは気候に応じてワイシャツと併用できる。ただし、学校行事等で指示されたものを着用する場合はその指示に従うこと。
- 3 登下校用の靴は革靴又は運動靴とし、型・色は高校生にふさわしいものとする。
- 4 靴下は白又は、黒・紺とし、装飾的なものは禁止する。ただし、女子に限り冬期タイツを着用してもよい。（色は黒・紺の無地）

(男子)

冬服 背広型制服（学校指定の型）ネクタイなし

着：テラーカラー・シングル2つ釦

ズ ボ ン：ベルト切替付ワンタック

指定Gマーク付

ワイシャツ：ボタンダウン 指定マーク付 (T60/C60)

セーター：白地に紺のライン入 Vネック指定マーク付

ニットベスト：白地に紺のライン入 Vネック指定マーク付

(女子)

冬服 スーツ型 三ツ揃 (学校指定の型) ネクタイなし

着：テラーカラー・シングル2つ釦

ベスト：シングル4つ釦

スカート:24 車ヒダ 指定Gマーク付

ワイシャツ：ボタンダウン 指定マーク付

セーター：白地に紺のライン入 Vネック指定マーク付

ニットベスト：白地に紺のライン入 Vネック指定マーク付

(新制服)

I型：冬服 スーツ型 (学校指定の型)

Ⅱ型：冬服 ブレザー型（学校指定の型）

上 着：テラーカラーシャツ・シングル2つ釦

スラックス：ワンタック（学校指定の型：Ⅰ型、Ⅱ型）

指定Gマーク付き

スカート:18 車ヒダ 指定Gマーク付き

ワイシャツ：白カッターシャツ(学校指定の型マーク付き)

ネクタイ：学校指定の型

リボン：学校指定の型

カラー：黒またはグレー Vネック学校指定の型マ

夕付

ネットベスト・男またはグレー Vネック学校指定の型マー

一ツトハスト・黒
ク付

ポロシャツ：白または紺 学校指定マーク付

(市販のセーター ベスト ポロシャツは禁止とする。)

- (1) 長期休業中のアルバイト
長期休業中（１年次は冬季休業以降から可）のアルバイトは、次に定める条件の範囲以内で、保護者の責任において認める。その際、事前に「長期休業中アルバイト届」（様式第２号）をＨＲ担任に提出し手続きを行う。雇用承諾書は雇用者が記入する。
ア 成績不振者、行動面で問題のある者は認めない。
イ 就業期間は、夏季休業中は２０日以内、冬季・春季休業中は１０日以内とする。
ウ 就業時間は、１８時までとする。
エ 職種は、高校生にふさわしくない仕事や危険を伴う仕事は認めない。（ガソリンスタンド、娯楽施設、居酒屋等）
オ 就業中は、「アルバイト許可証（生徒手帳）」を携帯すること。
カ アルバイト期間終了後は報告書を提出すること。
- (2) 長期休業中以外（特別）のアルバイト
長期休業中以外のアルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の事情等（経済的理由等）がある場合は、保護者とＨＲ担任等が話し合い、その必要性を確認した後、「特別アルバイト許可願」（様式第４号）をＨＲ担任に提出し、学校長の許可を受けなければならない。生徒手帳の「アルバイト許可証」に必要事項を記入し、ＨＲ担任に提出する。ただし、次の条件によるものとする。
ア 成績不振者、行動面で問題のある者は認めない。
イ 就業期間は、原則として週３日以内（基本は平

ウ 就業時間は、20時までとする。

オ テスト1週間前及びテスト期間中はアルバイトを禁止する。

カ 就業中は、「アルバイト許可証（生徒手帳）」を携帯すること。

上記の条件を守れなかった場合及び「無届」の場合は、その場でアルバイトを中止し、学校の指導を受ける。以後のアルバイトは原則として禁止する。

生徒の懲戒及び指導措置は、下記のとおりとする。

- ア 謹慎

イ 訓戒

(3) 懲戒又は指導措置の対象生徒は、次に該当する者とする。

ア 触法行為

- (ア) 喫煙、喫煙具所持及び喫煙同席
- (イ) 飲酒及び飲酒の同席
- (ウ) 県条例による有害指定の雑誌・玩具等の所持
- (エ) 不健全な娯楽場への出入り
- (オ) 定期券等の不正使用
- (カ) 窃盗・万引き行為（同席含む）
- (キ) シンナー等所持及び使用（同席含む）
- (ク) 金品強要（同席含む）
- (ケ) 刃物等危険物の所持及び使用
- (コ) 賭博又はこれに類する行為（同席含む）
- (サ) 深夜徘徊
- (シ) その他

イ 学習活動に関する行為

- (ア) 正当なる理由なく授業に出席しない（怠業）

- (イ) 授業態度不良
(ウ) 試験会場に不必要な物（携帯電話，スマートフォン等の情報機器）を持ち込む
(エ) テスト不正行為
(オ) 授業妨害
(カ) その他

(ア) 自転車の安全運転義務違反 (二人乗り等)

- (イ) 無断免許取得及び運転、同乗
- (ウ) 無免許運転及び同乗
- (エ) 暴走行為
- (オ) その他

(ア) 服装・頭髪・所持品等の違反

- (イ) 無許可・無届けアルバイト
- (ウ) 家出
- (エ) 暴言
- (オ) いじめ行為
- (カ) 携帯電話やスマートフォン等の情報機器を使用しての個人への誹謗中傷、学校への信用失墜行為
- (キ) 公共物破損
- (ク) 対生徒暴行傷害行為及び同席
- (ケ) 不道徳な交際等
- (コ) 対教師暴行傷害行為及び同席
- (サ) 粗暴犯、凶悪犯に相当する行為
- (シ) 学校の秩序を著しく乱す行為もしくは生徒の本分に著しく反する行為
- (ス) その他、本校の生徒としてふさわしくない行為